

第2章

障がい者福祉計画

第1節 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

「登別市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の「やさしさに満ちたまちづくり」の基本的な考え方、「地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。」とされています。

また、本計画では、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会の実現」を目指すことを基本的な考え方としています。

しかしながら、障がい者等を取り巻く社会環境は、依然として誤解や偏見、無関心、差別、行動の妨げになる施設の構造、就労や社会参加の機会が少ない、情報の収集や発信の手段が限られているなどの課題があり、これを解消し、障がい者等が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる地域社会の推進を図る必要があります。

本市では、これまで登別市障害者福祉関係団体連絡協議会（以下「障団連」という。）や社会福祉法人登別市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）などの関係団体・機関と連携を図りながら、広報のぼりべつ等による啓発をはじめ、障がい者等や関係団体が市民と交流する「ふれあいフェスティバル」や「障害者週間記念事業」など障がいへの理解を啓発、促進するための各種行事を支援してきました。

さらに、平成28年度から、鳥取県と協定を締結した「あいサポート運動」及び「夏休みハートフル体験学習」による障がいへの理解を促進するための取組を推進しています。

このため、市民が障がいに対する理解を深め、共に生きる心をもてるよう、さまざまな機会をとらえて啓発や交流活動を推進する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重できるよう、障がいへの理解を深めるための啓発や交流を促進します。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
福祉のまちづくりの推進	登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、障がい者や高齢者等全ての市民に配慮した福祉のまちづくりの推進に努めます。	社会福祉G
あいサポート運動の推進	さまざまな障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときに、ちょっとした手助けを行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動の推進に努めます。	障がい福祉G
夏休みハートフル体験学習の推進	夏休み中の小中学生、高校生、専門学校生が、市内の就労支援事業所などで障がいのある人と交流を図り、障がいへの理解を深める夏休みハートフル体験学習の推進に努めます。	障がい福祉G
ふれあいフェスティバルの後援	社会福祉協議会主催のふれあいフェスティバルについて、引き続き後援を行っていきます。	社会福祉G
障害者週間記念事業の支援	12月3日から9日までの障害者週間に合わせ、障団連が開催している障害者週間記念事業の支援に努めます。	障がい福祉G

2. 差別の解消と権利擁護の推進

(1) 現状と課題

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に障害者差別解消法が制定（平成28年4月施行）されました。これにより、国において、施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる「基本方針」を策定し、市は、当該指針に即して職員対応要領などを作成し、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組んでいます。

また、障がい者虐待防止に関して、障害福祉サービス事業所の職員への理解を促進するなど、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護に対する意識啓発が必要です。

さらに、障がい特性により判断能力が十分ではなく、各種制度やサービスの利用契約が困難な障がい者等の権利擁護の促進を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいを理由とする差別の解消や権利擁護に対する理解の促進を図るため、市民に対する正しい知識や各種制度の普及啓発を行います。

また、障がい者虐待防止のための普及啓発を進めるとともに、虐待防止に関する関係機関との連携を図ります。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
障がいを理由とする差別解消の推進	障害者差別解消法に定める不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供の趣旨に基づき、障がいを理由とする差別の解消について、職員に対する研修・啓発を実施するとともに、市民への理解と関心を深めるため周知・啓発を行います。	障がい福祉G
職員対応要領の充実	障害者差別解消法に基づき、障がいのある方に市職員が適切に対応するため、平成29年2月に策定した職員対応要領について、府内の取組状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直し充実を図ります。	障がい福祉G
障がい者等の虐待防止	障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見、早期解決を図るため、市が設置する障がい者虐待防止センターを拠点に、関係機関との連携、登別市障害者地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を活用したネットワークの構築等を図ります。	障がい福祉G
成年後見制度の周知と活用の促進	判断能力が十分ではない障がい者が財産管理や契約等の法律行為を行うことを保護、支援するため、成年後見支援センターとの連携により、成年後見制度の周知と活用の促進に努めます。	障がい福祉G (室蘭市社会福祉協議会への委託)

第2節 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

(1) 現状と課題

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択するためには、国、地方自治体、地域におけるさまざまな支援体制が必要です。特に、施設入所や長期入院している障がい者等が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。

障がい者等は心身の状態により、食事や排せつ、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障がい者等の在宅生活は、高齢化などの困難を抱える家族が支えている状況にあります。

また、障がい者自身の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活支援など、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。

この課題を解消するために、市、障がい者団体、社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体や地域住民が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担し、地域で障がい者等の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等が安心して相談でき、希望する生活を可能な限り選択できるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

また、地域福祉計画に基づき、地域住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会等と協働し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
相談支援体制の充実	相談支援事業所との連携を図りながら、相談支援体制のさらなる充実に努めます。	障がい福祉 G
身体障害者相談員・知的障害者相談員設置事業の充実	身体障がい者及び知的障がい者とその家族が、身近な地域で気軽に相談できるよう、身体障害者相談員と知的障害者相談員による相談事業の充実に努めます。	障がい福祉 G
生活あんしんサポートセンター	障がい者等の福祉や生活の困りごとの相談に応じ、制度等では対応できない課題について、専門機関や住民組織、ボランティア等の協働により具体的な解決に向けての支援に努めます。	社会福祉協議会

小地域ネットワーク活動の推進	地域の福祉を支える基盤である町内会等を中心とし、地域住民が参加協力し、見守り、助け合い、支え合いながら、障がい者等が安心して暮らせる小地域ネットワーク活動の推進に努めます。	社会福祉協議会
ボランティアセンター事業の充実	地域、学校、企業において、障がい者等への理解と関心を深めるため、研修会の実施や体験の機会を提供し、ボランティア活動参加者の養成を図るとともに、ボランティア活動参加者の連携とコーディネート機能の充実に努めます。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	精神障がいや知的障がいにより、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理及び書類の預かり等を支援します。	社会福祉協議会
福祉用具貸与事業	旅行や外泊等一時的に福祉用具が必要な方を対象に福祉用具の貸出しを行います。	社会福祉協議会

2. 在宅支援の充実

(1) 現状と課題

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択するためには、障がいに応じた支援体制の充実が必要です。

在宅支援体制は、障がいの特性に配慮し、生涯を通じてその時々に応じた支援を一貫して行えることが必要であり、この体制の充実が課題となっています。

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択できるよう、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が必要です。

(2) 施策の基本的方向

障害者総合支援法を踏まえながら、地域で生活する障がい者等のニーズに応じたサービス提供体制の確保と在宅支援の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
在宅支援事業の充実	個々の障がい者等のニーズや実態に応じて、在宅の障がい者等に対する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の充実を図るとともに、日中活動の場の確保等により、在宅支援事業の充実に努めます。	障がい福祉G

地域生活支援事業の充実	地域で日常生活や社会生活を送るための支援として、移動支援や日中一時支援、訪問入浴、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、重度障がい児入浴サービス、地域活動支援センターなどの地域生活支援事業の充実に努めます。	障がい福祉 G
地域生活移行支援の給付等	施設入所者や精神科病院の入院患者が地域生活へ円滑に移行できるよう、自立訓練や地域移行支援、地域定着支援などの給付等を行います。	障がい福祉 G
居場所づくりの充実	障がい者や障がい児等が交流を図ることができるサロンなどの居場所づくりの充実に努めます。	障がい福祉 G
療育事業の充実	登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「のぞみ園」という。）を中心に、市内の障害児通所支援事業所等と情報交換を行うなどの連携を図り、療育体制の充実に努めます。	障がい福祉 G
障害児通所支援事業の給付等	個々の障がい児等のニーズや実態に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の給付等を行います。	障がい福祉 G
保育所等の障がい児受け入れ体制の充実	保育所、幼稚園及び認定こども園における障がい児の受け入れ体制の充実に努めます。	子育て G
福祉用具の給付等	障がい者等の自立生活を支援するため、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具の給付等を行います。	障がい福祉 G

3. 施設による支援の充実

(1) 現状と課題

障がい者等が可能な限り希望する生活を選択するためには、機能を回復するための施設、人との交流を訓練する施設、職の技術を身につけるための施設、共同生活をする施設など生涯を通じてさまざまな施設を必要とします。また、地域で生活することが困難な障がい者等や、生活訓練や作業訓練等を行う障がい者等のために、広域的な利用を目的として整備された入所施設が必要とされています。

市内には、平成27年度以降、就労支援事業所が1カ所、生活介護事業所が1カ所、共同生活援助（グループホーム）が4カ所開設されました。地域で自立した生活を送るために必要な生活介護事業所が不足しているほか、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援、共同生活援助などのサービス提供体制の整備や充実が課題となっています。

(2) 施策の基本的方向

既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、障がいに応じた施設整備の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
日中活動系サービスの整備・充実	民間活力を活用し、障がい者が通所しながらリハビリ等を受けられる生活介護事業所の整備や就労支援事業所の充実に努めます。	障がい福祉G
生活の場の確保	障がい者の生活の場は、既存建物の活用を視野に入れるとともに、関係団体と連携しながら民間活力による確保に努めます。	障がい福祉G

4. ボランティアの育成と活動の充実

(1) 現状と課題

現在、多くの個人や団体がボランティア活動を行い、地域福祉の担い手として活躍されています。

社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア情報の収集、発信、ボランティア活動のコーディネート、ボランティアに関する教育、研修、情報交換の場の提供などを行い、若年者から高齢者に至るまで、ボランティアの輪を広げる活動を行っています。

障がい者等に対する主なボランティア活動としては、外出支援、手話、朗読、点訳、要約筆記の情報伝達支援等があります。これら障がい者等への支援に関する活動を広めていくためには、地域住民に対する障がい者等への理解と关心を高める取り組みや、意欲のある市民が主体的にボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

(2) 施策の基本的方向

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者等の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるようその環境づくりに努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
ボランティア活動の充実	障がい者団体やボランティア団体等との協力により、さまざまなニーズに対応できるボランティア活動の充実に努めます。	障がい福祉G
ボランティア情報の提供	ボランティア活動に関する情報を市民に提供し、ボランティア活動の一層の振興に努めます。	社会福祉協議会

第3節 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）

（1）現状と課題

本市では、市民の健康の保持増進のため、生涯を通し、障がいの原因となりうる疾病的早期発見、早期治療及び早期療育に努めています。

妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行うとともに、母子保健事業の充実など疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、引き続き一層の推進が求められます。

また、生活習慣病などの疾病が誘因となって障がいを抱える人が増加していることから、健康診査、各種がん検診などの保健事業による生活習慣病の早期発見、早期治療や若いうちから生活習慣に気を付け、生活習慣病を予防する取り組みが重要です。

さらに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に対する相談・支援体制の推進が必要です。

（2）施策の基本的方向

障がいの原因となる疾病等の予防のために、若い世代からの生活習慣病予防と市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む意識の醸成を図り、健康づくりを推進します。

（3）具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
母子保健の充実	妊娠婦、新生児、乳幼児に対する保健指導や健診等を通して、継続した子育て支援に努めます。	健康推進G
成人保健の充実	生活習慣病を予防するため、健康情報の提供を行うとともに、特定健康診査や各種がん検診等の保健事業を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。	健康推進G 国民健康保険G
健康づくり事業の推進	市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康で元気に生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことを目指し、子ども	健康推進G

	から高齢者まであらゆるライフステージにおいて健康づくりを推進するため、「第2期健康のぼりべつ21」に基づく健康づくり事業を実施します。	
精神保健事業の周知及び利用の促進	うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発を推進し、メンタルヘルス対策に努めます。	健康推進G 障がい福祉G

2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）

（1）現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療等を行うことは、障がいの軽減や重度化を防ぐことにつながります。

そのためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児においては、障がいや疾病を早期発見するとともに健康の保持増進を図るために、乳幼児健康診査の受診勧奨と事後指導の充実に努めています。

また、健診等で障がいが発見された場合は、関係機関と連携を図りながら適切な療育に結び付けています。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、早期発見、早期療育等に結び付けることが大切です。

（2）施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

（3）具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
早期発見・早期療育体制の充実	母子保健法による乳幼児健診、健康相談等の母子保健事業の実施やのぞみ園等との連携により、障がいの早期発見、早期療育に結びつくよう支援に努めます。	健康推進G
療育体制の充実	障がいの早期発見、各種相談、情報提供等について、市の保健福祉部門や教育委員会、私立幼稚園等の関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。	障がい福祉G

特定健康診査などの推進	生活習慣病を予防するため、特定健康診査などの受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。また、要医療者には医療機関への受診勧奨を行います。	国民健康保険G 健康推進G
-------------	---	------------------

3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）

（1）現状と課題

障がい者等に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減、除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減、除去、健康の保持、増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、従来、入院あるいは通院によってしか受けられなかつた医療を在宅でも受けられるようになってきたことから、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

（2）施策の基本的方向

障がい者等の心身の機能低下を防ぐため、障害福祉サービスや医療費負担軽減のための公費負担制度の周知に努めます。

（3）具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
医療費等に関する制度の周知	自立支援医療の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。	障がい福祉G 年金・長寿医療G
障害福祉サービスの周知と利用の促進	在宅療養者の身体機能の維持向上を図るために、障害福祉サービスの周知と利用の促進に努めます。	障がい福祉G

4. 難病施策の充実

（1）現状と課題

「難病」は、医学的に明確に定義された病気の名称ではありませんが、昭和47年に当時の厚生省の難病対策要綱において、「（1）原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある少なくない疾病、（2）経過が慢性にわた

り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

障害者総合支援法においても、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者等の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、これを障害福祉サービス等の対象とし、患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上や家族の介護負担の軽減等を図ることとしています。

難病への対策は、北海道が地域における難病患者等に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていますが、本市としても北海道と連携を図りながら、各種相談・情報提供等を行い、難病患者等の方やその家族への支援を図ります。

（2）施策の基本的方向

難病患者等の方やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

（3）具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
障害福祉サービス等の給付等	難病患者等の方やその家族の介護負担を軽減するため、障害福祉サービスや相談支援、補装具のほか、日常生活用具や移動支援、日中一時支援などの地域生活支援事業の給付等を行います。	障がい福祉G

第4節 療育・教育の充実

1. 療育・幼児教育の充実

(1) 現状と課題

障がいや発達に心配のある子どもは、できるだけ早期に状況を把握し、適切な方法による支援を受けることが重要です。

このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの種類や程度、年齢に応じた適切な療育や訓練につなげる体制の充実が望まれます。

本市においては、障害児通所支援事業所（のぞみ園等）で障がい児等の発達支援を行っており、保育所、幼稚園、認定こども園では障がい児等の受け入れを行っています。

また、言語障害通級指導教室（ことばの教室）では、心身の発達に応じた言語の指導を行っています。

さらに、のぞみ園では、専門職による発達相談や機関訪問支援を実施しているほか、市の保健福祉部門、教育委員会、児童相談所等で相談支援を行っています。

障がいや発達に心配のある子どもと保護者に対する相談や支援を行うに当たっては、乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携しながら情報共有を行う必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がい児等一人ひとりの特性に応じた適切な療育ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携強化を図り、療育体制及び専門職員の充実に努めるとともに、障がい児等やその保護者に対する支援を行うための相談体制の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
「困ったときの子育てガイド」の配布	発達に心配又は障がいのある子どもの保護者が困ったときの一助となるよう、市内の相談先の一覧を掲載した「困ったときの子育てガイド」の配布に努めます。	障がい福祉 G

支援ファイルの配布、活用	乳幼児期から成人期までの発達状況や支援内容について、各関係機関が情報共有を行うことで適切な支援につなげていくため、支援ファイル「ふくはうち」の配布と活用に努めます。	障がい福祉 G
療育担当者会議の充実	障がいの早期発見、早期治療等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、療育担当者会議の充実に努めます。	障がい福祉 G
障がい児等の療育体制の充実	障がいの早期発見、各種相談、情報提供等について、市の保健福祉部門や教育委員会、私立幼稚園等の関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。	障がい福祉 G
言語障害通級指導教室における指導の充実	幼児・児童の言葉の遅れ等に対する指導の充実に努めます。	学校教育 G
療育関係職員の資質の向上	療育、幼児教育・保育の関係施設との情報交換の場の設定や研修会の開催などにより、療育関係職員の資質の向上に努めます。	障がい福祉 G 子育て G

2. 教育施策の充実

(1) 現状と課題

障がい児に対して、早期から適切な教育的対応を行うことは、望ましい成長発達を図るうえで極めて重要です。

障がいがあることにより、小中学校の通常の学級における教育を受けることが困難であったり、通常の学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童生徒については、その能力を最大限に伸ばし、社会的な自立及び参加を可能とするため、障がいの種類、程度等に応じ、より手厚く、きめ細かな教育が受けられるよう、特別支援学校、小中学校の特別支援学級又は通級による教育・指導を行っています。

登別市教育委員会では、教育相談を通じて保護者の疑問に答え、その不安を解消するとともに、就学時健康診断等の結果に基づき、本人の障がいの状況、保護者の希望、通学に伴う条件を十分に考慮して適切な就学指導を行っています。

このような就学指導を適切に進めていくため、教育委員会では、医師、教職員、児童福祉関係職員等、専門家からなる教育支援委員会を設置しています。

近年、障がいの程度の重度化、重複化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を進めることができます。

学校施設においては、障がい児がその障がいの程度に応じ、学校生活に支障のないよう、スロープ、手すり、トイレ等の整備を図る必要があります。

学校外での生活体験や社会体験は、主体的に判断し行動できる能力を身につけるとともにさまざまな人との交流の機会であり、相互の理解を養うことができます。

このため、地域における学習機会の充実・確保や関連施設の整備を進め、学習しやすい環境に配慮する必要があります。

義務教育を終えた生徒の進路については、次のライフステージへ円滑に移行できるよう、関係機関との一層の連携が必要です。

(2) 施策の基本的方向

校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別の教育支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を進めます。また、特別支援学校、児童相談所等の各関係機関、関係団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
相談・指導の充実	特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、本人、保護者と十分協議しながら適切な支援を進めます。	学校教育G
校内体制の整備	校内委員会を開催し、交流及び共同学習の進め方や障がいのある児童生徒への理解を深め、指導を一層充実させるための体制づくりに努めます。	学校教育G
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターの資質向上と各学校の取り組みの情報交換などの研修、介助員や特別支援学習支援補助員などの適正配置を進め、通常学級担任を含めた関係スタッフが連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実に努めます。	学校教育G
学校施設の整備充実	学校の玄関、トイレの改善やスロープ、手すりの設置など障がい児に配慮した施設整備に努めます。	教育委員会総務G

3. 福祉教育の推進

(1) 現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、障がい者等とふれあう機会をもち、障がい者等の問題を自分のこととしてとらえ、適切な行動がとれるようにするために、幼少期からの体験を通した活動が大切です。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科をはじめ、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等、全教育活動を通じて福祉についての理解を深める指導を行い、人間愛の精神、福祉の心、社会奉仕の精神などの育成に努めています。

ボランティア活動をはじめ障がい者等との継続的な交流は、豊かな人間性を育成するうえで大きな意義があり、さらに障がいや障がい者等への理解を深めるうえでも大切なことです。

社会福祉協議会では、小中学校における総合的な学習の時間の支援や出前福祉講座、ボランティア体験事業などを実施しており、児童生徒のボランティア活動の機会の拡充を図っています。

また、福祉教育や交流教育の一層の理解と促進を図っていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がいのある児童生徒とない児童生徒が、日常的な交流や共同体験を通じてお互いに理解を深め、共に豊かな人間性をはぐくめるよう福祉教育を推進します。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
福祉教育の推進	社会福祉協議会が実施する出前福祉講座に、市が実施する「あいサポーター研修」を取り入れ、障がいや障がい者等に対する正しい理解、児童生徒の福祉教育の推進に努めます。	社会福祉協議会 障がい福祉G 学校教育G
夏休みハートフル体験学習の推進【再掲】	夏休み中の小中学生、高校生、専門学校生が、市内の就労支援事業所などで障がいのある人と交流を図り、障がいへの理解を深める夏休みハートフル体験学習の推進に努めます。	障がい福祉G
体験学習によるボランティアの実践	子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。	社会福祉協議会

交流教育の推進	特別支援学級と通常学級との日常的なふれあいや、特別支援学校と居住地学校との交流などを通して、障がいや障がい者等に対する正しい理解と思いやりの大切さを学ぶ交流教育の推進に努めます。	学校教育 G
---------	---	--------

第5節 就労支援の充実

1. 障がい者雇用・就労支援の充実

(1) 現状と課題

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活をするうえで極めて大切なことです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、これまでも事業者に対して、その雇用する労働者数に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけており、平成30年4月1日からは、従業員数45.5人以上規模の民間企業は、2.2%以上（従前は従業員数50人以上で2.0%）の障がい者を雇用するよう、また、常勤職員48名以上の地方公共団体では、2.5%以上（従前は2.3%）の法定雇用率を守る義務が課せられています。

障がい者雇用の促進については、法律等に基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談等さまざまな施策が国や北海道などにおいて行われています。

しかし、障がい者の就労の場の確保は依然厳しい状況にあることから、就労支援事業所から一般就労への移行などに取り組むことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がい者雇用を促進するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、啓発活動を推進するとともに、各種障がい者雇用支援制度等の周知や啓発に努めます。

また、障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知、就労相談支援体制の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
ハローワークとの連携	ハローワークと連携を図りながら、各種障がい者雇用支援制度や障がい者雇用納付金制度の周知に努めます。	商工労政G 障がい福祉G
障がい者雇用に係る啓発活動の推進	障がい者の雇用について、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。	商工労政G 障がい福祉G

北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発	「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトを活用し、北海道障害者職業能力開発校の入校案内等について周知・啓発に努めます。	障がい福祉G
就労への相談支援体制の充実	障がい者就業・生活支援センターと連携を図りながら、障がい者の就労相談支援に努めます。また、登別市総合相談支援センターenでの就労相談を含めた相談支援体制の充実を図ります。	障がい福祉G
市の職場での就業機会の創出	障がい者を市の臨時職員として雇用し、障がい者の就労及び職業的自立の促進と、障がい者就労に関する啓発及び理解の促進を図ります。	人事・行政管理G 障がい福祉G
各種助成制度の実施	障がい者が自立更生のため自動車運転免許を取得する費用及び重度の肢体不自由者の就労等に伴い、自動車を改造する費用の一部を助成します。	障がい福祉G
生活福祉資金貸付制度の実施	他の貸付制度を利用できない障がい者等に対して、生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入時に要する経費などの貸付を行います。	社会福祉協議会

2. 福祉的就労への支援

(1) 現状と課題

一般就労が困難な障がい者等に対しては、障害福祉サービス事業所等の福祉的就労の場を適切に確保し、公共団体や企業からの受託業務の受注拡大などによる工賃水準の向上を図っていく必要があります。

福祉的就労の場を利用する人は年々増加しており、就労意欲を持つ障がい者等が、その能力と適性に応じて就労訓練を行うためには、工賃水準の確保が重要な課題です。

(2) 施策の基本的方向

福祉的就労の場を提供する事業者と連携し、工賃水準の確保に向けた受注の拡大を図るとともに、障がいの程度や特性に応じた福祉的就労の場の提供や就労支援に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
就労継続支援事業所の利用促進	企業等への一般就労が困難な障がい者等に対して、就労の機会や生産活動の機会等を提供し、訓練を実施する就労継続支援事業所などの利用促進を図ります。	障がい福祉 G
授産製品の販売場所の提供	市役所の空きスペースを活用し、就労支援事業所の授産製品の販売場所を提供します。	障がい福祉 G 総務部総務 G
授産製品の受注機会の拡大	就労支援事業所の授産製品をふるさとまちづくり応援寄附金（ふるさと納税）への返礼品に設定し、授産製品の受注機会の拡大を図ります。	障がい福祉 G 総務部総務 G
就労支援事業所等からの物品等の調達の推進	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく市の物品等の調達方針を毎年度策定し、市における障がい者就労事業所等からの物品の購入や役務の発注の促進に努めます。	障がい福祉 G
市民・民間企業への就労支援事業所等の周知	就労支援事業所等が販売している物品や受注可能な役務について、市公式ウェブサイトに掲載するとともに、民間企業へメール等により周知を図ります。	障がい福祉 G

第6節 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

(1) 現状と課題

市内には、社会参加等を目的に、自主的な福祉活動や各種事業等を実施している複数の障がい者団体と、それを支援する団体（支援団体）があります。

これらの団体は、障がい種別ごとに障がい者等やその家族等が中心となって運営しており、市が実施する障がい者等の支援を目的とする事業への協力を行うなど重要な役割を果たしています。

このため、障がい者団体や支援団体との連携を図りながら、各種事業の推進により障がい者等の社会参加を図るとともに、障がい者団体自らが行う事業の運営を支援する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がい者団体等と連携を図りながら、すべての障がい者等があらゆる分野の活動に参加できるよう支援するとともに、団体の育成と組織の活性化に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
障がい者等の社会参加の推進	障がい者団体や支援団体と連携を図りながら意見交換の機会を設け、障がい者等の社会参加の推進に努めます。	障がい福祉 G
障がい者等の交流促進	障がい者等の交流を促進し、相互の理解や情報の交換、特技や趣味を生かした活動等が行われるよう、障がい者団体を支援します。	障がい福祉 G
障がい者団体の会員増への支援	新たに障害者手帳を取得した方などに、障がい者団体の活動内容などを周知し、会員の加入促進を支援します。	障がい福祉 G

2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

(1) 現状と課題

障がい者スポーツは、障がい者等の体力の維持、増進、残存能力の向上や障がい者等に対する理解を促すものとして行われています。

特に、スポーツは、リハビリテーションの重要な方法として位置付けられ、身体的、精神的、社会的に優れた効果があるとされています。

また、障がい者等が行うレクリエーション活動の多くは、他の人の関わりの中で初めて充実した活動になっていくものです。

このため、障がいの有無にかかわらず誰もが対等であるという意識の啓発や環境整備が必要です。

障がい者等がそれぞれの障がいに応じてスポーツやレクリエーションに親しめるよう、指導員の養成や組織づくりなど、障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行うとともに、地域で気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、参加する機会の拡充を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
障がい者スポーツ大会開催の支援	障がい者スポーツ大会の開催を支援するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。	障がい福祉G
障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成	障がい者等が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、登別市体育協会や市内のNPO法人などの協力を得ながら、障がい者スポーツ・レクリエーション指導員の養成に努めます。	障がい福祉G
レクリエーション・文化活動の推進	障がい者団体や障がい者等がレクリエーションや文化活動に親しむことができるよう、関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努めます。	社会教育G 障がい福祉G
軽スポーツの普及	障がいのある人もない人も、誰もが楽しめる「ボッチャ」や「ゲーリング」「フライングディスク」などの軽スポーツを普及させ、障がいのある人とないとの交流の促進に努めます。	障がい福祉G
障害者週間記念事業の支援	障がい者等が制作した作品の展示や講演会などをを行う「障害者週間記念事業」の開催を支援します。	障がい福祉G

第7節 生活環境の整備

1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

(1) 現状と課題

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが外出しやすい環境整備のために、障がい者等の行動を阻害する物理的環境の改善を図ることとされています。

本市においては、登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、障がい者等にやさしいまちづくりを推進しており、公共施設の整備・改修にあたっては、障がい者等をはじめ誰もが利用しやすい施設づくりに努めていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等の日常生活の支援と社会参加を促進するため、バリアフリー化の推進を図り、障がい者等に配慮した公共施設の整備・改善に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
公共施設の整備・充実	新規に整備する公共施設については、バリアフリー新法や北海道福祉のまちづくり条例、登別市ぬくもりある福祉基本条例に即した整備を行うとともに、障がい者等の意見等を聴きながら、障がい者等にやさしい施設整備に努めます。 既存施設の改修にあたっては、改修時期に合わせ、障がい者等の意見を聴きながらバリアフリー改修に努めます。	各施設所管 G 障がい福祉 G
福祉のまちづくりの推進【再掲】	登別市ぬくもりある福祉基本条例及び地域福祉計画に基づき、障がい者や高齢者等すべての市民に配慮した「福祉のまちづくり」の推進に努めます。	社会福祉 G

2. 住宅・生活環境の整備

(1) 現状と課題

障がい者等が、住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

本市においては、市営住宅は計画的に建替えを行い、障がい者等に配慮した住環境の整備に努めています。

このため、障がい者等の自立生活の維持向上、介護負担の軽減に配慮した市営住宅の整備等、施策の充実が求められます。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等の自立生活に配慮した住宅、居住環境の整備に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
障がい者等に配慮した市営住宅の整備等	市営住宅の建替えにあたっては、障がい者等に配慮した整備に努めます。	建築住宅G
居宅活動補助用具(住宅改修費)の給付等	重度障害者及び重度障害児日常生活用具給付等事業により、移動等が困難な身体障がい者等を対象に、住宅改修費の給付等を行います。	障がい福祉G

3. 道路・公園施設の整備

(1) 現状と課題

道路や公園の物理的障壁を取り除くことは、障がい者等が自由で安全に活動できるようになり、社会参加を果たすうえで重要なことです。

本市では、道路や公園等を障がい者等が利用しやすいよう改善に努めるとともに、引き続き障がい者等に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

道路・公園等の整備について、障がい者等の利用に配慮した施設整備に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
点字ブロックの設置及び維持管理	道路整備にあたっては、点字ブロックの必要な箇所への設置及び維持管理に努めます。	道路管理者 障がい福祉G
道路の段差等の解消	道路整備にあたっては、引き続き段差解消に努めます。	道路管理者 障がい福祉G
公園施設の整備	公園の整備にあたっては、園路のバリアフリー化等、障がい者等が利用しやすい施設整備に努めます。	土木・公園G

4. 移動・交通安全対策の充実

(1) 現状と課題

障がい者等があらゆる分野の活動へ積極的に参加していくためには、建物や道路等の障害物の除去や移動手段の確保が必要です。

このため、障がい者等が容易に、また、積極的に外出できるよう、交通手段が限られがちな障がい者等の日常生活の移動支援や安全な移動を確保する必要があります。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等が安全かつ身体的な負担の少ない方法で自由に行動できるよう、移動性に配慮した環境整備に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
移動支援事業の充実	障がい者等があらゆる分野の活動へ、積極的に参加していくための移動支援事業の充実に努めます。	障がい福祉G
福祉タクシー利用助成	一定の条件を満たす重度障がい者のタクシー利用に対し、タクシーチケットを交付し、費用の一部を助成します。	障がい福祉G
盲導犬取得費用の助成	盲導犬を取得するための費用について助成を行います。	障がい福祉G
交通安全施設の整備	引き続き、音響式信号機、弱者感応式信号機の増設などを関係機関に要望します。	市民サービスG
道路不法占拠物の除去	関係機関と連携し、歩道上における自転車、看板等の不法占拠物の除去に努めます。	道路管理者 障がい福祉G

5. 防災・安全対策の充実

(1) 現状と課題

「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本です。本市は、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する総合的な防災体制の構築を進めますが、災害時には、地域住民や町内会等が中心となって対応に当たることも必要となります。

防災以外でも、一人暮らしや重度の障がいで行動に制限がある方は、日頃から町内会等地域との関わりなどを持つことで、地域で孤立することなく安心して生活することが期待できます。

本市は、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、防災訓練や災害ごと（地震、津波、洪水、土砂、火山）の防災マップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発に努める必要があります。また、障がい者等の日常生活の安全を確保するため、地域での見守り等の充実を図る必要があります。

(2) 施策の基本的方向

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
避難行動に係る周知・啓発等	地震、津波等に対する避難場所や避難経路、津波避難ビル等を周知するなど啓発に努めます。 また、障がい者等に配慮した福祉避難所等のあり方についても引き続き検討を進めます。	総務部総務G 障がい福祉G
避難行動要支援者の支援体制の推進	障がい者や高齢者等の要配慮者のうち、災害時に特に避難支援が必要な方（避難行動要支援者）が日頃から安心して生活できるよう、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、町内会や自主防災組織等と連携した支援体制を推進します。	総務部総務G 社会福祉G 障がい福祉G

6. ユニバーサルデザインの普及啓発

(1) 現状と課題

障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、バリアフリー化された建物はもとより、日常的に使用する食器類や洗面用具などについても使いやすいデザインの製品や、誰にでも同じサービスが提供されることが必要とされています。

このため、「できるだけ多くの人が利用可能な製品、建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及啓発することが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等だけでなくすべての市民にとって有効なユニバーサルデザインの考え方や製品などを普及するため、事業者や市民への啓発に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
ユニバーサルデザインの普及啓発	あいサポート運動などを通じ、事業者や市民に対し、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。	障がい福祉 G

第8節 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

(1) 現状と課題

情報は、日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであるため、障がい者等への情報提供方法は、障がいの種別や特性に配慮する必要があり、かつ情報伝達機器の普及に対応したものが必要です。

(2) 施策の基本的方向

障がい者等が可能な限り意思疎通手段（手話を含む）を選択でき、情報の取得や利用のための手段が選択できるよう、障がいの種別や特性に配慮するとともに情報提供の機会の拡大と内容の充実に努めます。

また、平成28年4月に施行した「登別市ぬくもりある手話条例」に基づき、手話の使いやすい環境をつくるための施策の展開に努めます。

(3) 具体的な施策

主な事業	内容	所管グループ等
「広報のぼりべつ」等による情報提供	「広報のぼりべつ」や市公式ウェブサイトを活用し、障がい者等に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。	障がい福祉G
障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及	点字や音声による視覚障がい者用の「広報のぼりべつ」の発行、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、地上デジタル対応ラジオのほか、聴覚障がい者用の通信装置（ファクス）の機器等の普及に努めます。 ※総合福祉センター内にある点字図書室に所蔵している点字図書の貸出し等の運営については、社会福祉協議会が行っています。	障がい福祉G 社会福祉協議会
手話通訳者派遣事業	聴覚障がいのある人が日常生活で、通訳を必要としている現場へ、手話通訳者の派遣を行います。	障がい福祉G
登別市ぬくもりある手話条例に基づく施策の展開	聞こえる人のろう者及び手話に対する理解を深める活動を進め、地域や職場等における手話の普及に努めます。 ・手話サポーター（手話推進支援員）養成講座、初心者手話講習会の開催 ・ぬくもりある手話フェスティバルの支援	障がい福祉G

あいサポート運動について

あいサポート運動は、さまざまな障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方へのちょっとした手助けや必要な配慮の方法を理解し、実践していく運動です。

この運動は、平成21年に鳥取県で創設され、登別市では、平成28年11月27日に鳥取県と「あいサポート運動」の協定を締結し、「あいサポートー」を養成するため、あいサポートー研修を実施しています。



あいサポートマーク

障がいのある方を支える「心」を2つのハートに重ねて表現されています。

後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポートー）」の「S」を表現しています。

ベースのだいだい色は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄（いとがかずお）氏の残した言葉「この子らを世の光に」から、「光」や「暖かさ」をイメージしたものです。

また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポートーが広がって、共生社会が実現されていくことへの期待も込められています。